

2011年11月15日

社員の所得税法違反事案に関連する調査及び 再発防止のための委員会の報告並びに社員の処分について

中日本高速道路株式会社では、昨年12月8日、名古屋国税局査察部（以下「国税局」という。）が、当社社員の所得税法違反容疑で当社に査察に入ってから以降、国税局による同社員への事情聴取が継続的に行われてきたことを受け、本年3月16日付けで「社員の所得税法違反事案に関連する調査及び再発防止のための委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、本件事案に関する内部調査・検証等を行ってまいりました。このたび、委員会による所得税法違反事案に係る調査結果について取りまとめが行われたので、ご報告いたします。

当社としては、上記調査結果を踏まえ、本日、同社員についての処分を決定し、同社員あてに処分通知を送付いたしました。

併せて、同社員について、詐欺罪に該当する行為を行っていたことが確認されたため、昨日、名古屋地方検察庁に告訴状を提出いたしました。

委員会においては、引き続き詐欺罪に関する内部調査・検証等を進めることとしており、当社としては、事件の全容が明らかになることを待って、関係者の処分を行うとともに、再発防止策を取りまとめ、全社をあげて再発防止に取り組んでまいります。

別紙1 社員の所得税法違反事案に関連する調査及び再発防止のための委員会報告書

1-1 要旨

1-2 報告書

別紙2 社員の処分について

社員の所得税法違反事案に関連する調査及び 再発防止のための委員会報告書（要旨）

1 事件の概要

新東名高速道路の用地買収に従事していた中日本高速道路株式会社社員山田真己（平成 23 年 11 月 15 日懲戒解雇）が、総額約 77 億円の補償契約を締結した会社から、5 年近くにわたり、測量会社を経由させて総額 4 億円超の金を受け取っていた上、少なくとも約 2.7 億円の所得に関して不申告であった。

なお、山田は平成 23 年 10 月 26 日に所得税法違反容疑で名古屋地方検察庁に逮捕され、同年 11 月 15 日に同容疑で起訴された。

2 本委員会の設置経緯

平成 22 年 12 月 8 日の名古屋国税局による査察以降、中日本高速道路株式会社では、山田に対する事情聴取等、内部調査が行われてきたが、全容の解明には至らなかった。

このため、本年 3 月 16 日付けで、弁護士、不動産鑑定士及び内部委員により構成（第 2 回からは行政実務家も委員として参加）する「社員の所得税法違反事案に関連する調査及び再発防止のための委員会」を設置し、本件事案に関する調査・検証及び再発防止策の検討を行うこととした。

本委員会においては、これまでに山田本人、関係社員、関係業者等、総計 36 名、延べ 49 回の事情聴取を行うなど、事実関係を調査し、その結果を第 4 回委員会（平成 23 年 11 月 13 日）において取りまとめた。

3 本委員会による調査結果

(1) 会社との補償契約

- ① 当社は、新東名高速道路建設事業に関し、平成 17 年 12 月、愛知県豊川市の会社（以下「A 社」という。）との間で、総額約 77 億円の補償契約（土地売買、物件移転補償等）を締結。
- ② 補償契約に関しては、補償契約の手続き、金額及び内容について妥当であった。
- ③ ただし、A 社は、契約締結後も契約における土地の形質変更禁止条項に反する行為を行っていた。当該行為については、山田が A 社の思惑に沿って、社内働きかけていたことが判明した。

(2) 山田の関与

- ① A 社との用地交渉は、初期の段階から桁外れの補償金額を要求されるなど、難航が予想されていた。本件に関し、用地業務全般に亘る知識や経験が豊富であった山田が次第に交渉を任されるようになり、山田以外の社員では対応できない状況となっていた。
- ② 山田は、用地交渉の途中段階で、一旦、A 社に対し独断で総額 55 億円の補償案を提示し、A 社社長もこれで了解した。その後、山田は、当社として算定した補償額である総額約 77 億円の契約額まで、自己の力量で増額したと装うことで A 社社長の信頼を得た。さらに 120 億円まで何らかの形で補填されると信じさせ、その結果、A 社社長は 120 億円までの増額を実現するために、4 億円超を山田に支払ったものと推認される。

(3) 金銭の受領方法及び用途

- ① A 社は、山田が紹介した測量会社に一旦金を支払い、測量会社は山田の指定する他人名義の口座に振込み、その上で、山田が金銭を受領したものと推認される。
- ② 山田は受領した金銭のほぼすべてをギャンブルで消費したと見られ、少なくとも約 2.7 億円の所得に関して税務上不申告であった。

(別紙 1 - 2)

報告書

平成 2 3 年 1 1 月 1 3 日

社員の所得税法違反事案に関連する
調査及び再発防止のための委員会

《目次》

はじめに	2
第 1 章 経緯	3
1 本件事案の経緯	3
2 社内調査の経過	3
3 社員の逮捕等	3
第 2 章 本委員会の設置・審議の経過	4
1 本委員会設置の趣旨	4
2 委員構成	4
3 調査・審議の経過	5
第 3 章 調査結果	6
1 事実関係	6
2 用地補償に関する検証	8

はじめに

平成 22 年 12 月 8 日、名古屋国税局査察部（以下「国税局」という。）が、当時当社の沼津工事事務所に勤務していた社員の所得税法違反容疑で、当社の本社、名古屋支社、沼津工事事務所、豊川工事事務所及び豊田工事事務所に査察に入った。また、国税局は、それと同時に、当該社員本人の査察・事情聴取を行っていることが、明らかとなった。なお、当社に対する査察は、当該社員が豊川工事事務所に勤務していた際に関与した豊川市内の会社（以下「A 社」という。）の補償案件を中心に行われた。その後も国税局による当該社員の事情聴取は継続的に行われてきた。

これを受け、当社においては、本年 1 月 20 日付けで当該社員を名古屋支社総務チーム付けに異動するとともに、就業規則に基づく、就業禁止措置をとり、自宅待機状態としたうえで、当該社員から事情を聴取するなどして、社内調査を進めてきた。

そのような状況の中、本年 3 月 2 日付け中日新聞朝刊に「中日本高速社員 4 億円不正取得か 新東名用地の採石業者から 国税強制捜査」との見出しの記事が掲載され、また、本年 3 月 3 日付け中日新聞朝刊には「中日本高速社員 受領金大半 競艇に 4 億円 入金経路を複雑化か」との見出しの記事が掲載されるに至り、当社顧問弁護士の住田弁護士のご協力を得ながら、これらの記事の事実関係について、当該社員から事情を聴取するも、全容の解明には至らなかった。

このため、当社においては、本年 3 月 16 日付けで、住田弁護士、瀬瀬不動産鑑定士及び内部委員により構成する「社員の所得税法違反事案に関連する調査及び再発防止のための委員会」（以下「本委員会」という。）を設置し、本件事案に関する調査・検証及び再発防止策の検討を行うこととした。

本委員会は、これまで、本年 3 月 22 日、3 月 31 日、6 月 30 日及び 11 月 13 日の計 4 回開催し、審議を行ってきた。第 2 回からは、国土交通省中部地方整備局の千葉用地調整官にも委員としてご参加いただいた。

本報告書は、本委員会による所得税法違反事案に係る事実関係の調査結果についてとりまとめを行ったものであり、当社金子剛一代表取締役会長兼社長に答申するものである。

なお、本委員会においては、引続き再発防止策についての検討を進めるものである。

平成 23 年 11 月 13 日

社員の所得税法違反事案に関連する
調査及び再発防止のための委員会
委員長 吉 川 良 一

第1章 経緯

1 本件事案の経緯

平成22年12月8日、名古屋国税局査察部（以下「国税局」という。）が、当時沼津工事事務所用地第二課長として勤務していた山田真己（以下「山田」という。）の所得税法違反容疑で、当社の本社、名古屋支社、沼津工事事務所、豊川工事事務所、豊田工事事務所に査察に入った。当社に対する査察は、山田が豊川工事事務所時代に関与したA社の補償案件を中心に行われ、関係書類が押収された。

また、国税局が、山田の社宅（沼津）及び自宅に査察に入り、その後も、山田から事情聴取を行っていることが判明した。

当社は、山田が事情聴取を受けていることを踏まえ、山田を本年1月20日付けで名古屋支社総務チーム付に異動するとともに、就業規則に基づき、懲戒処分までの間、就業を禁止する措置をとったところである。

2 社内調査の経過

山田に対する当社からの事情聴取は、本年1月17日、2月14日に実施した。

また、新聞報道を踏まえ、3月2日、3月3日に実施した。

さらに、これらを踏まえ、3月4日、住田弁護士による事情聴取を実施した。

なお、当社監査部においては、A社の補償案件の調査、山田の周辺人物からの事情聴取などを実施した。また、本委員会設置後は、委員会として引続き事情聴取などを実施した。

3 社員の逮捕等

本年10月26日、名古屋地方検察庁特別捜査部（以下「地検」という。）及び国税局が、所得税法違反容疑で、山田の自宅、当社の本社、名古屋支社、豊川工事事務所、豊田工事事務所、四日市工事事務所、清水工事事務所へ強制捜査に入り、同日、山田は所得税法違反容疑で地検に逮捕された。なお、翌27日には、沼津工事事務所にも、同容疑で強制捜査が行われた。

第2章 本委員会の設置・審議の経過

1 本委員会設置の趣旨

当社では、早急に本件事案の全容を解明し、問題点を明らかにしたうえで、再発防止策を検討するため、これまでの社内調査を踏まえたうえで、弁護士、不動産鑑定士、行政実務家にもご参加いただき、調査及び再発防止策の検討を行う調査委員会を、本年3月16日付けで設置することとなった。

本委員会においては、当該社員が行った行為及び当該社員の関わった用地補償契約などについて必要な調査・検証を行うとともに、本件事案を踏まえて、用地補償業務のプロセスの適正確保、社員の規律の確保などの観点から再発防止策を審議することとされた。

2 委員構成

本調査委員会の委員は、下表のとおり。

<委員名簿>

	氏 名	役職等
委員長	吉川 良一	取締役専務執行役員 保全・サービス事業本部長
委 員	住田 正夫	弁護士
	(補助委員) 岡本 宏一	弁護士
	(補助委員) 鴨下沙登子	弁護士
	瀬瀬 正剛	司法書士・不動産鑑定士
	千葉 隆夫 (※1)	国土交通省中部地方整備局用地部 用地調整官
	田宮 道衛	常務執行役員人事部長
	吉岡 博幸 (※2) 住野 量彦	監査部長
	佐竹 洋一 (※3) 永森 栄次郎	総務部長

※1 千葉委員は、第2回委員会からご参加いただいた。

※2 吉岡委員は第2回まで参加、第3回以降は後任の住野委員が参加

※3 佐竹委員は第3回まで参加、第4回は後任の永森委員が参加

※4 梶山雅彦建設事業本部用地補償担当部長が、第2回まで委員として参加

3 調査・審議の経過

(1) 第1回委員会

- ①日時 平成23年3月22日(火) 13時30分～15時50分
- ②場所 当社14階会議室
- ③議事内容
 - ・委員会設置の趣旨等(事務局)
 - ・用地補償の一般的プロセス(建設事業本部)
 - ・補償案件の内容(名古屋支社)
 - ・補償契約締結後の相手方との協議等(名古屋支社)
 - ・本人に対する調査状況(住田委員)

(2) 第2回委員会

- ①日時 平成23年3月31日(木) 13時30分～16時30分
- ②場所 当社14階会議室
- ③議事内容
 - ・社内調査中間報告(監査部)
 - ・調査状況報告(住田委員)
 - ・用地補償に関する所見等(瀬瀬委員)
 - ・再発防止策検討項目(案)(事務局)

(3) 第3回委員会

- ①日時 平成23年6月30日(木) 9時00分～13時10分
- ②場所 当社14階会議室
- ③議事内容
 - ・用地補償に関する所見等(前回課題事項)(事務局)
 - ・社内調査報告(前回以降の状況)(監査部)
 - ・調査状況最終報告(再発防止策含む)(住田委員)
 - ・再発防止策について(千葉委員)
 - ・再発防止検討項目(案)について(事務局)
 - ・委員会報告書骨子(案)(事務局)

(4) 第4回委員会

- ①日時 平成23年11月13日(日) 15時00分～17時45分
- ②場所 当社14階会議室
- ③議事内容
 - ・その後の動き
 - ・再発防止策(案)
 - ・事実関係に関する委員会報告書(案)

第3章 調査結果

1 事実関係

事実関係の調査として、住田委員、岡本補助委員、鴨下補助委員及び監査部において、当該社員、関係社員、用地管理員、測量業者、補償コンサルタント業者など総計36名、延べ49回の事情聴取を実施（第1章2の本人事情聴取分を含む）。その調査結果については、以下のとおりである。

(1) 補償契約締結の経緯

新東名高速道路のうち、豊川市を含む区間（静岡県駿東郡長泉町～愛知県東海市）については、平成3年12月に建設大臣により整備計画が定められて概ねのルートが定まり、平成5年11月、建設大臣から日本道路公団に対し、施行命令が出された。新東名がA社の事業区域（愛知県豊川市）を通過することとなるため、平成16年より、日本道路公団新城工事事務所（平成17年10月より、当社新城工事事務所。平成19年1月に豊川工事事務所に名称変更するとともに移転。以下「事務所」という。）とA社の間で、補償契約締結に向けた交渉が本格化した。最終的に平成17年12月に、A社と当社の間で、補償契約（土地売買契約、物件移転補償契約等）が締結された（補償金額は、A社の関連会社に対するものを含め、総額約77億円。）。契約の対象土地は、契約上の期限である平成20年12月に当社に引き渡された。

(2) 補償契約の金額等の検証結果

A社に対する補償契約の手続き、金額及び内容について、委員会において検証したところ、土地売買価格の算出方法、採石権や借地権の価格、補償物件（碎石プラント等）の移転工法、高速道路用地外の採石権制限に関すること等、全般的に問題はないものと認められた。（補償内容については、後述「2 用地補償に関する検証」において、額縁委員からの所見を含めて詳述。）

ただし、調査の過程で、補償契約締結後に不適切な行為があったことが判明した。（（4）で後述。）

(3) 山田の関与

山田は、管理職ではない一担当者であったが、用地業務全般に亘る知識や経験が豊富であり、本件が、交渉の難航が予想される懸案案件であったことから、交渉の過程で、次第に事務所内で交渉を任されるようになっていったことが認められる。

A社は、用地交渉初期の平成16年頃から、数度にわたり数百億円の桁外れの補償金額を要求する等、交渉が非常に難航することが予想されていた。例えば、平成16年の夏頃、A社の研修センターに山田と上司である用地課長が呼出され、補償金額がどれくらいになるのかと問われたが、その時点では、まだ、A社に対する補償金額の算定を行う以前の段階であったため、過去の経験から、少なくとも見込まれる規模感として、30数億円という金額を示したものの、A社社長からは桁外れの補償金額を繰り返し強く要求され

たということもあった。その後の用地交渉においても、山田以外の社員が対応する場合は、怒られるばかりで全く進捗が見られない状況が続いていた。

調査結果によれば、山田が補償契約締結前の交渉の途中段階で、独断で総額 55 億円の補償案を提示し、A 社社長もこれで了解していたところ、最終的な補償金額が当社として算定した総額約 77 億円となったため、山田は、自己の力量で当該金額まで増額したと装い、A 社社長から信頼を得たものと推認される。山田は、補償交渉の途中段階から、A 社社長に対し、補償契約による補償金以外に利益が得られる（その例が、(4)で述べる補償契約締結後の採石行為の継続）旨説明し、最終的にその金額を本来の補償とあわせ、計 120 億円と伝え、A 社社長においても、120 億円まで何らかの形で補てんされるとの思惑をもつにいたったことが推認される。なお、平成 17 年の秋頃には、A 社から「確證書」と記載された書類が当社の事務所に持ち込まれ、工事長と山田とが対応したことがあったが、工事長は確認者としての調印を拒否した。

こうした中、A 社社長が、40 億円超の追加補てんを実現する意図で、4 億円超の金を「工作費」として 5 年近くにわたり、山田に支払ったものと思料される。調査によれば、A 社は山田が紹介した測量会社に一旦金を支払い、測量会社は山田の指定する他人名義の口座に振り込みをし、その上で、山田が金銭を受領したものと推認される（山田は、会社の聴取に対し、少なくとも約 2.7 億円の所得が不申告であったことを前提に、既に課税処分を受けた旨、述べている。また、A 社社長は、当該事実について、当社に対し、自ら認めている）。

山田は、金銭の授受及び不申告については、当社の調べに対しても認めるにいたっている（金はほぼすべてギャンブルで消費したとみられる。）。調査の結果、山田や A 社から当社の他の者に金が渡されたと疑わせるような事実認められなかった。

(4) 補償契約締結後の不適切な動き

(1) のとおり、補償契約は問題がないものであったと認められるが、調査の結果、A 社が補償契約締結後も契約における土地の形質変更禁止条項に反し、当社の高速道路用地や採石制限区域からの採石行為や当社用地への土砂等の仮置きを続けていたこと、当該採石行為等について、山田が事務所内で A 社の思惑に沿って働きかけていたことが判明した。事務所内で、こうした山田の言動に疑問を持つ者もいたが、A 社との交渉経過に関する情報等を山田からしか得られない状況の中、山田や A 社社長の思惑に沿って動かざるを得ない流れが作り上げられたものと推認される。

採石行為の継続の結果、現地では A 社による掘削や盛土が行われ、施工方法の見直しが必要となるものと思料される。

なお、山田が行った補償契約締結後の不適切な動きを是正すべく、当社では、A 社に対しては、補償契約の契約条項の順守をはじめ、様々な協議を行ってきたところであるが、A 社側は、当社社員に対して、時に暴言等を交えて不当要求行為を行ってきた。このような状況を改善すべく、当社では弁護士を交えて A 社と協議を実施している。

2 用地補償に関する検証

以下の検証結果により、用地補償内容については、問題がないことを確認した。

(1) 用地補償の概要

- ① 契約日 平成 17 年 12 月 12 日（土地については、同日以降順次締結）
- ② 補償金額 総額約 77 億円（A 社及び A 社の関連会社に対する補償総額）

※補償は、土地売買契約、権利放棄補償契約（借地・採石権補償、採石権制限補償）、物件移転補償契約によるもの。なお、物件移転補償契約には、建物・工作物・機械工作物の移転料、営業補償、造成工事費、動産移転料などが含まれる。

(2) 額額委員による所見の報告

第 2 回の委員会において、額額委員より、当社に対して、主要な項目又は留意すべき事項等についての説明の求めがあり、当社から同委員に対して説明した結果、次のとおり所見が報告された。

① 土地売買価格

二者から鑑定をとるとともに、支社において外部委員として不動産鑑定士も参加した土地単価検討委員会の審議を経て決定していることから、問題ないとする。

② 採石権及び借地権割合

採石権割合については、取引事例から設定した山林価格に造成費相当額を加えて採石場としての雑種地価格が構成されていること、最終的には当事者間の協議による合意により配分しているものであることから、問題ないとする。

採石場以外の借地部分の借地権割合についての妥当性は判断できないが、最終的には当事者間の合意によるものと認められる。

③ A 社に対する移転工法の適否

砕石プラントという施設の特異性（資源が必要）を踏まえると構外移転工法の採用は現実的でなく、全体の 7 割の残地を利用した構内移転工法を採用したこと、また、構内移転工法による移転先検討に当たっては、事業区域内における移転先地について、造成費等の経済性比較を行い、合理的な選定がなされていることが認められる。

また、機械工作物については、休止期間の営業補償分を考慮して移設の場合と新設の場合の経済性を比較し、新設補償（減耗分は控除）が合理的であると判断されており妥当であると判断される。

なお、A 社が現実には補償上の移転工法どおりの移転を行っていないように見受けられるが、A 社は、契約後に大規模開発の範囲を拡大しており、実際のプラント配置・移転工法が補償上想定した移転工法と相違したのは、A 社の将来構想と補償上の移転工法の相違によるものと考えられる。

④ 造成費の積算

造成費について、土量計算の照査には別途調査が必要であるが、プラント等を構内に平場を確保し再配置するために切土・盛土の造成工事が必要であること、前倒しでの切土工事が必要になることに伴う運用益損失相当額の補償を行ったこと及び一部場外処分を前提とした補償を行ったことについては、問題ないとする。

⑤ A社の関連会社の動産移転補償

棚卸資産であっても休止状態にあるため移転補償の対象とした判断及び移転工法の認定には問題ないとするが、移転補償を行った動産の存置を容認したことは不適切であるとする。

⑥ 損失補償積算の内部におけるチェック機能

土地単価検討委員会については、二者による鑑定評価を行ったうえで、さらに外部委員として鑑定士がチェックを行うなど一定のチェック機能が働いている。

損失補償額の検証については、補償コンサルタントが算定したものについて、更に別の補償コンサルタントに検証させていることから、一定のチェック機能が働いている。

(3) 審議における指摘事項と検証結果

審議において、各委員から次のとおり問題点が指摘され、検証を行った。

その結果、補償内容については問題ないことを確認したが、①A社による契約締結後の採石行為の継続及び②移転補償した物件の存置を容認したことについては補償手続として不適切であり、今後の再発防止に反映することとされた。

① A社による契約締結後の採石行為の継続

土地売買契約及び権利放棄補償契約締結後にA社が採石行為を継続したとしても、それにより補償金額自体には影響は与えないが、当該契約書上の土地の形質変更禁止条項に抵触するものであり、速やかに中止を求めるとともに、是正措置を求めることが必要であったものと確認した。

② 移転補償した物件の存置の容認

契約時点においては、決算報告書に棚卸資産として記載があり、在庫調整もできない状態であったことから、物件移転補償を行う必要があり、動産移転料を計上したものである。結果として当該物件を移転しなかったとしても、補償金額自体は妥当であり、これに影響を与えるものではないが、当該補償契約上の履行義務違反であり、速やかに義務の履行を求めることが必要であったものと確認した。

③ 営業廃止補償の可能性の有無

本件は、補償基準上、営業廃止補償を行う要件に合致しないので、仮に補償の相手方が事業を廃止する可能性があったとしても補償には影響を与えないことを確認した。

④ 採石権以外の借地部分の借地権割合の妥当性

最終的には当事者の合意に基づくものであり、問題はないものと確認した。

⑤ 補償で想定した移転工法と実際の移転工法の相違

A社は、補償上考慮していない将来の大規模開発の許可範囲を考慮して移転を行っていると思われるため、補償上の想定と相違が出ているものであるが、補償上は最も合理的な工法を認定しており問題ないものと確認した。

⑥ 採石権補償の考え方の妥当性

採石権の消滅補償については、補償基準上、正常な取引価格又はホスコルド公式などにより補償額を算出することとされているが、本件については、所有権者と採石権者の協議により土地価格に対する採石権割合を決定し補償したものである。本件については、採石場の価格の構成要素や、採石場の権利の形態を勘案すると、問題はないものと確認した。

⑦ 営業休止期間の認定の妥当性

A社の物件移転補償については、構内移転工法を採用しており、その営業休止期間を認定のうえ営業休止補償をしているが、造成盛土期間及びストックヤード移行期間は採石作業ができないため営業休止と認定しているものであり、営業休止期間の認定は問題ないものと確認した。

⑧ 造成工事費の数量チェックの必要性

A社の物件移転補償における造成工事費の数量チェックについては、補償算定を行った補償コンサルタントに確認するとともに、その算定根拠に基づき、当社において検証を行った結果、土工数量は妥当であると認められた。

⑨ 採石制限区域設定に伴う採石権権利放棄補償

高速道路の安全確保のため、用地境界の外側の一定の範囲について、採石や発破を制限するための権利放棄補償に関して、契約書上設定範囲が明確に特定できる表示となっていないなどの問題点が確認されたが、補償額の算出の考え方は上記⑥と同じであり問題はないものと確認した。

社員の処分について

1. 処分対象者

氏 名 やまだ まさき
 山田 真己（42歳）
所 属 名古屋支社 総務企画部 総務チーム

2. 処分内容

処 分 懲戒解雇（就業規則第51条第1項）
処分事由 新東名高速道路の用地買収の補償契約を締結した会社から、5年近くにわたり、測量会社を経由させて総額4億円超の金を受け取っていたなど不適切な職務執行上の行為を行い、当社の名誉を著しく毀損するとともに、所得税法違反（脱税）により逮捕・起訴されたことは、就業規則第4条第1号、第3号、第4号及び第7号の禁止行為に該当する。

<参考>

中日本高速道路株式会社就業規則（抜粋）

（禁止行為）

第4条 社員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 法令又は規程に違反すること

二 省略

三 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ること

四 会社の名誉をき損し、又は利益を害すること

五～六 省略

七 職務上利害関係のある者と職務の執行の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為を行うこと

八～十 省略

（懲戒）

第51条 この規則に違反した社員に対しては、違反の軽重に従い、次表に定める懲戒処分を行うことができる。

処分の種類	処分の内容
懲 戒 解 雇	予告しないで解雇する。
以下省略	以下省略